

## 議案第 86 号

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 23 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 9 令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間においては、第 2 条第 1 項の規定による教育長の給料月額、同項に規定する月額の 100 分の 20 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

## 理 由

教育長の給料について減額措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源に活用するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～8 (略)</p> <p><u>9 令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間においては、第2条第1項の規定による教育長の給料月額、同項に規定する月額の100分の20に相当する額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則 1～8 (略)</p>